

東京新聞

東京新聞の発行所... 印刷所... 社説... 新聞の歴史と現状に関する文章。

- 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

東京新聞の発行所... 印刷所... 社説... 新聞の歴史と現状に関する文章。

口説料... 東京新聞の発行所... 印刷所... 社説... 新聞の歴史と現状に関する文章。

高松 第二編

又左衛門立腹の体を見て去房のれふちがよき夫た... 高松 第二編... 今村大郎速記

價金三十銭... 大忍瓦 杉澤八才

諸石發賣元 平谷合資會社... 雲雨露香入 式部石鹼 姫歌石鹼 梅ヶ枝 花の露 大日本

英國倫敦... 一滴香水 人造麝香 最上等句袋... 田中花王堂

營業税法に就て

營業税法は當年の納税額を定むるに前年の売上高を以て標準とするの法なるが此法の商人及び不連続の商人を以て標準とするは其の商人の納税額に於て不連続の商人は前年に於て非常の利益ありしものも當年の損失あること

ば必ずしも寛永通寶など記したる真正の一厘銭なるを要せず一種の物品として「天下太平」なども通用す可らずとて何でも勝手に記したるもの



煉麝香 未だ天下に類なき新發明の佳術を以て芳香自ら高麗産の麝香を配合し

煉麝香 煉麝香は中汗の臭ひを去りながら清涼な香りを放ち高麗産の麝香を配合し

煉麝香 煉麝香は中汗の臭ひを去りながら清涼な香りを放ち高麗産の麝香を配合し

- 關西代理店 大阪佐野屋 脇田盛眞堂 名古屋 伊藤重太郎 高知市 井上秋太郎 徳島市 近江屋源太七 香取市 近江屋源太七

標商錄登 鹿印香水本舖 尾崎榮之助 鹿印香水本舖 尾崎榮之助 鹿印香水本舖 尾崎榮之助

店賣販大約特 尾崎榮之助 鹿印香水本舖 尾崎榮之助 鹿印香水本舖 尾崎榮之助

醫學士稻生梯先生新方 鹿印香水本舖 尾崎榮之助 鹿印香水本舖 尾崎榮之助

留妻吾 鹿印香水本舖 尾崎榮之助 鹿印香水本舖 尾崎榮之助

醫學士稻生梯先生新方 鹿印香水本舖 尾崎榮之助 鹿印香水本舖 尾崎榮之助

石蜜 鹿印香水本舖 尾崎榮之助 鹿印香水本舖 尾崎榮之助

左 榮太樓羊羹... 右 植半軒... 都島みる植半軒... 左いかに日永の茶受...

左 榮太樓羊羹... 右 植半軒... 都島みる植半軒... 左いかに日永の茶受...

左いかに日永の茶受... 右田舎味噌の製法... 左 榮太樓羊羹...

左 榮太樓羊羹... 右 植半軒... 都島みる植半軒... 左いかに日永の茶受...

左いかに日永の茶受... 右田舎味噌の製法... 左 榮太樓羊羹...

左 榮太樓羊羹... 右 植半軒... 都島みる植半軒... 左いかに日永の茶受...

左いかに日永の茶受... 右田舎味噌の製法... 左 榮太樓羊羹...

◎山田紀行(前) 道樂亭吉馬... 山田の権を渡りて...

山田の権を渡りて... 道樂亭吉馬... 山田の権を渡りて...

大正... 化粧水... 洗面料... 煉歯磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉... 齒磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉...

美容化粧... 洗面料... 煉歯磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉... 齒磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉...

特約代理販賣所... 洗面料... 煉歯磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉... 齒磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉...

洗面料... 煉歯磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉... 齒磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉...

商店販賣品目... 洗面料... 煉歯磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉... 齒磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉...

洗面料... 煉歯磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉... 齒磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉...

洗面料... 煉歯磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉... 齒磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉...

洗面料... 煉歯磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉... 齒磨... 齒粉... 白粉... 煉白粉... 生白粉...

號店夕員森田彌七候本月一日私用外出之儘未歸店不致候間商業之關係ハ一切無之候ニ付此段廣告候也 東京日本橋區山崎町三丁目 淺井商店

元祖 平尾齋平製清品特約品

東京馬場町七丁目
小町水白粉
雪月花
競粉
齒磨
香水
小町水白粉
雪月花
競粉
齒磨
香水




雪月花
競粉
齒磨
香水
小町水白粉
雪月花
競粉
齒磨
香水

小町水白粉
雪月花
競粉
齒磨
香水
小町水白粉
雪月花
競粉
齒磨
香水

除虫粉
除虫粉
除虫粉
除虫粉
除虫粉
除虫粉

正... 御... 平尾齋平

佛國化學的新輸入化粧用品
人麝香膏
香膏
香膏
香膏



特約大販賣
松澤常吉
松澤常吉
松澤常吉
松澤常吉

改良齒磨販賣諸氏に告
改良齒磨
改良齒磨
改良齒磨
改良齒磨

定期預金
定期預金
定期預金
定期預金
定期預金

東... 銀行

改良齒磨
改良齒磨
改良齒磨
改良齒磨



此齒爽快
此齒爽快
此齒爽快
此齒爽快

山崎愛國堂
山崎愛國堂
山崎愛國堂
山崎愛國堂

東... 銀行
東... 銀行
東... 銀行
東... 銀行

東... 銀行

東京新聞



●國稅徵收法(三月十九日公布)(承前)

債權者債権の通知を受けたるときは、收税官吏に對して、滞納処分費及税金額を以て自己の債務と交渉の義務を有する其の義務の消滅せざる前迄に滞納者に対して爲したる支拂は無効とす

第二十四條 差押へた有価証券及不動産は公賣に付て公賣の手續は動令を以て之を定む

公賣に付する有價証券は、又其の價額見積價格に對して、其の爲替價格を以て公賣に買上るべきものとす

第二十五條 九釐價格額にして其公賣費用を償ふに足らざる物件は、動令を以て之を賣却するものとす

第二十六條 滞納者及賣却を爲す地方の稅務に關する官吏、公吏、雇員は直接間接と問はず其の賣却物件を買取ることを得ず

第二十七條 滞納処分費は、督促手数料、財産の差押へ費用、運搬及公賣に關する費用、通信費及訴訟費用とす

滞納処分を中止したる場合に於て之に要したる處分費用及仍之を徴收すものとす

滞納処分費は國稅及第三條の債權に對しても之を先取す

第二十八條 差押物件の賣却代金及差押へたる運賃は、處分費及税金に充て仍殘餘あるときは之を滞納者に還付すべし

賣却したる物件は、差押入書入と爲したるものなることを、其の代金より先づ處分費及税金を控除し大に其の負債金額に充つるまでを債主に交付し仍殘餘あれば之を滞納者に還付すべし

第三條に掲げたる差押物件に關して、其の代金より先づ滞納処分費を徴し次に其の負債金額に充つるまでを債主に交付し次に税金を控除し仍殘餘あれば之を滞納者に還付すべし

第二十九條 會社に對し滞納処分を執行する場合に於ては、會社財産を以て滞納処分費及税金に充て仍不足あるときは、無限責任社員に就き之を處分することを得

第三十條 滞納処分を關する書類は、名宛人の住居又は事務所に送達するものとす

名宛人の住居又は事務所が不明なるときは、拒みたるるときは、又は住居事務所不明なるときは、通知の趣旨を公告し五日を過ぎるときは、其の書類の送達もたるとす

第三十二條 直接國稅滞納者の納稅義務は、滞納處分の終了を以て終る

分の終了を以て終る滞納處分の執行を止めたるるときは、滞納處分終了するも、滞納處分費及税金の完納に至らざる限り、滞納處分執行一年間を以て、其の不足額を徴收す

第四條 罰則

第三十二條 滞納者又は滞納者の財産を占有する者其の財産を隠匿し或は虚偽の契約を爲したるときは、一月以上二年以下の懲罰に處す

差押物件の保管者其の保管に係る物件を隠匿し或は虚偽の契約を爲したるときは、同様の懲罰に處す

情を知りて前二項の所爲を補助し又は虚偽の契約を締結したる者は、各本刑に一等を減ず

前各項の場合に於て刑法に關するものは本編を適用す

第五條 附則

第三十三條 此の法律は明治三十年七月一日より施行す

沖繩縣及東京府管内小笠原島、伊豆七島に於て市制町村制を施行せざる地方に於て本法中市町村に關する條項を適用すべし

北海道水産物賣入組合に於て市町村に準ず

第三十四條 明治二十二年法律第九號國稅徵收法、同年法律第三十二號國稅徵收法及同二十三年法律第四號は此の法律施行の日より廢止す

●傳染病豫防法(四月一日公布)

第一條 此の法律に於て傳染病と稱するは、炭疽、赤痢、腸管扶和症、瘧疾、登革熱、猩紅熱、霍亂、コレラ、傷寒、及「チフス」を指す

第二條 傳染病流行し若し流行の虞あるときは、地方長官は其の傳染病の豫防に對し此の法律の全部若し一部を適用することを得

第三條 醫師傳染病患者を診斷し若し其死体を檢査したるときは、其の家人に消毒方法を指示し且直に患者若し死体所在の警備員、市町村長、區長、戸長、捕房委員又は警察委員に届出し其轉達の場合亦同し

第四條 傳染病又は其の疑ある患者若し其の死者ありたる家は、速に消毒の形跡若し消毒を受け又は直に其の病在地の警備員、市町村長、區長、戸長、捕房委員又は警察委員に届出し其首領の届出を爲すべき義務者は、一親民家に在り

第五條 傳染病豫防に必要と認むるときは、當該吏員は傳染病豫防に必要と認むるときは、其の近隣の家又は患者と交通を爲したる家にも消毒方法及消毒方法を施行せしむべし

第六條 消毒方法及消毒方法を命令を以て之を定む

第七條 傳染病豫防に必要と認むるときは、當該吏員は傳染病患者を傳染病院又は隔離病舎に入らしむべし

健康者の隔離を必要と認むるときは、隔離所に入らしむべし

第八條 當該吏員に於て必要と認むるときは、一定の時間傳染病患者ありたる家及其の近隣の家の交通を遮断することを得

第九條 傳染病患者及其の死体の當該吏員の認可を經るに非ざれば、他に移すことを得ず

第十條 傳染病に汚染し若し汚染の疑ある物件は、當該吏員の認可を受くるに非ざれば、其の使用、授與、移轉、運搬、又は洗濯することを不得

第十一條 傳染病患者の死体の當該吏員に於て充分と認むる消毒方法を施したる後に非ざれば、埋葬すべからず

傳染病患者の死体の醫師の檢案に依り當該吏員の認可を經て二十四時間内に埋葬すべし

第十二條 傳染病患者の死体の火葬をせしむるは、警察官署の許可を經たる時、此限に在らず

傳染病患者の死体を土葬したるときは、三箇年を経過するに非ざれば、他に移すことを得ず

第十三條 死体の既埋葬し若し埋葬せしむる場合に於て傳染病患者たりし疑あるときは、當該官吏の死体及家屋其他に對し更に相當の處分を爲さしむることを得

第十四條 傳染病豫防に必要と認むるときは、當該官吏は、其の事由を戸主、首長又は管理人に告知し家宅、船舶其他の場所に入入ることを得、但し當該官吏たるの証書を示さしむべし

第十五條 傳染病流行し若し流行の虞あるときは、市町村長は、其の官の指示に従ひ市制第六十一條市町村第六十五條に依り傳染病豫防委員を置き傳染病豫防の事に従はしむべし

市町村長は、傳染病豫防委員の職務に依り市町村長之を委任す

(未完)

東京新聞社編輯部
東京小園町南詰合事務所

●日本銀行の準備金
日本銀行の準備金は、前月比増加した。これは、日本銀行が、前月に、外貨準備金を、前月比増加させたためである。日本銀行の準備金は、前月比増加した。これは、日本銀行が、前月に、外貨準備金を、前月比増加させたためである。

●日本銀行の準備金
日本銀行の準備金は、前月比増加した。これは、日本銀行が、前月に、外貨準備金を、前月比増加させたためである。日本銀行の準備金は、前月比増加した。これは、日本銀行が、前月に、外貨準備金を、前月比増加させたためである。

●日本銀行の準備金
日本銀行の準備金は、前月比増加した。これは、日本銀行が、前月に、外貨準備金を、前月比増加させたためである。日本銀行の準備金は、前月比増加した。これは、日本銀行が、前月に、外貨準備金を、前月比増加させたためである。

●日本銀行の準備金
日本銀行の準備金は、前月比増加した。これは、日本銀行が、前月に、外貨準備金を、前月比増加させたためである。日本銀行の準備金は、前月比増加した。これは、日本銀行が、前月に、外貨準備金を、前月比増加させたためである。

●日本銀行の準備金
日本銀行の準備金は、前月比増加した。これは、日本銀行が、前月に、外貨準備金を、前月比増加させたためである。日本銀行の準備金は、前月比増加した。これは、日本銀行が、前月に、外貨準備金を、前月比増加させたためである。

●日本銀行の準備金
日本銀行の準備金は、前月比増加した。これは、日本銀行が、前月に、外貨準備金を、前月比増加させたためである。日本銀行の準備金は、前月比増加した。これは、日本銀行が、前月に、外貨準備金を、前月比増加させたためである。

本舗元朝阿部香元

改良自製

香元

香元

香水

人造麝香

御賣

百花園

君の風

梅の香

江戸錦

製造

東京

御賣

工場及職工に関する通弊一巡

●工場及職工に関する通弊一巡

第三 労働時間

十四 労働時間には、法律で定められた労働時間を超えて労働させること(甲)朝七時より夕五時迄に於て、休息時間の時を以て正味九時間とする(乙)朝六時より夕七時迄に於て、休息時間の時を以て正味八時間とする(丙)朝七時より夕七時迄に於て、休息時間の時を以て正味八時間とする(丁)朝七時より夕七時迄に於て、休息時間の時を以て正味八時間とする(戊)朝七時より夕七時迄に於て、休息時間の時を以て正味八時間とする(己)朝七時より夕七時迄に於て、休息時間の時を以て正味八時間とする(庚)朝七時より夕七時迄に於て、休息時間の時を以て正味八時間とする(辛)朝七時より夕七時迄に於て、休息時間の時を以て正味八時間とする(壬)朝七時より夕七時迄に於て、休息時間の時を以て正味八時間とする(癸)朝七時より夕七時迄に於て、休息時間の時を以て正味八時間とする

十五 早出、居残り及夜業の割増給に差支の差支

規定時間外に早出、居残り及夜業に當り普通時間割増給に割増をなすもの多し(甲)給付割増給に在りては夜間の割増は普通時間の割増より一割を減額するもの(乙)或工場に於て居残りの場合に於ては午後十時迄は割増なし、其以後の一割を減額し、午後十時迄は五割を減額し、又或工場に於て居残りの場合に午後十時迄は一割を減額し、午後十時以後は二割を減額するもの

十六 職工の休息時間、喫煙時間不問なること

工場に於て(甲)勤務十二時間にして喫煙の爲め三十分の時を與ふるもの(乙)勤務十二時間にして喫煙の爲め二十分の時を與ふるもの(丙)勤務十二時間にして喫煙の爲め十五分の時を與ふるもの(丁)勤務十二時間にして喫煙の爲め十分の時を與ふるもの(戊)勤務十二時間にして喫煙の爲め五分の時を與ふるもの(己)勤務十二時間にして喫煙の爲め三分の時を與ふるもの(庚)勤務十二時間にして喫煙の爲め二分の時を與ふるもの(辛)勤務十二時間にして喫煙の爲め一分の時を與ふるもの(壬)勤務十二時間にして喫煙の爲め五分の時を與ふるもの(癸)勤務十二時間にして喫煙の爲め五分の時を與ふるもの

十七 休息、喫煙の時間、労働すること

抽籤、製紙の工場に於て休息喫煙の時間に於ては、抽籤の運轉停止せざるに於て、職工の休息せざるもの多し(甲)休息の時間を以て労働の時間を減額するもの(乙)休息の時間を以て労働の時間を減額するもの(丙)休息の時間を以て労働の時間を減額するもの(丁)休息の時間を以て労働の時間を減額するもの(戊)休息の時間を以て労働の時間を減額するもの(己)休息の時間を以て労働の時間を減額するもの(庚)休息の時間を以て労働の時間を減額するもの(辛)休息の時間を以て労働の時間を減額するもの(壬)休息の時間を以て労働の時間を減額するもの(癸)休息の時間を以て労働の時間を減額するもの

十八 徒勞又は幼童職工の制限なきこと

徒勞又は幼童職工の制限なきこと(甲)徒勞又は幼童職工の制限なきこと(乙)徒勞又は幼童職工の制限なきこと(丙)徒勞又は幼童職工の制限なきこと(丁)徒勞又は幼童職工の制限なきこと(戊)徒勞又は幼童職工の制限なきこと(己)徒勞又は幼童職工の制限なきこと(庚)徒勞又は幼童職工の制限なきこと(辛)徒勞又は幼童職工の制限なきこと(壬)徒勞又は幼童職工の制限なきこと(癸)徒勞又は幼童職工の制限なきこと

十九 幼童職工若くは徒勞の労働時間に制限なきこと

幼童職工若くは徒勞の労働時間に制限なきこと(甲)幼童職工若くは徒勞の労働時間に制限なきこと(乙)幼童職工若くは徒勞の労働時間に制限なきこと(丙)幼童職工若くは徒勞の労働時間に制限なきこと(丁)幼童職工若くは徒勞の労働時間に制限なきこと(戊)幼童職工若くは徒勞の労働時間に制限なきこと(己)幼童職工若くは徒勞の労働時間に制限なきこと(庚)幼童職工若くは徒勞の労働時間に制限なきこと(辛)幼童職工若くは徒勞の労働時間に制限なきこと(壬)幼童職工若くは徒勞の労働時間に制限なきこと(癸)幼童職工若くは徒勞の労働時間に制限なきこと

二十 幼童職工又は幼童職工に就事の時間を與ふるもの

幼童職工又は幼童職工に就事の時間を與ふるもの(甲)幼童職工又は幼童職工に就事の時間を與ふるもの(乙)幼童職工又は幼童職工に就事の時間を與ふるもの(丙)幼童職工又は幼童職工に就事の時間を與ふるもの(丁)幼童職工又は幼童職工に就事の時間を與ふるもの(戊)幼童職工又は幼童職工に就事の時間を與ふるもの(己)幼童職工又は幼童職工に就事の時間を與ふるもの(庚)幼童職工又は幼童職工に就事の時間を與ふるもの(辛)幼童職工又は幼童職工に就事の時間を與ふるもの(壬)幼童職工又は幼童職工に就事の時間を與ふるもの(癸)幼童職工又は幼童職工に就事の時間を與ふるもの

二十一 職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること

職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(甲)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(乙)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(丙)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(丁)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(戊)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(己)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(庚)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(辛)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(壬)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(癸)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること

二十二 職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること

職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(甲)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(乙)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(丙)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(丁)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(戊)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(己)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(庚)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(辛)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(壬)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること(癸)職工の雇入、解雇、賃金支給方を職工の頭分にて放任すること

二十三 食物若くは物品を以て賃金に代るもの

食物若くは物品を以て賃金に代るもの(甲)食物若くは物品を以て賃金に代るもの(乙)食物若くは物品を以て賃金に代るもの(丙)食物若くは物品を以て賃金に代るもの(丁)食物若くは物品を以て賃金に代るもの(戊)食物若くは物品を以て賃金に代るもの(己)食物若くは物品を以て賃金に代るもの(庚)食物若くは物品を以て賃金に代るもの(辛)食物若くは物品を以て賃金に代るもの(壬)食物若くは物品を以て賃金に代るもの(癸)食物若くは物品を以て賃金に代るもの

二十四 賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(甲)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(乙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丁)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(戊)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(己)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(庚)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(辛)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(壬)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(癸)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

二十五 賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(甲)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(乙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丁)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(戊)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(己)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(庚)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(辛)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(壬)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(癸)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

二十六 賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(甲)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(乙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丁)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(戊)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(己)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(庚)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(辛)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(壬)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(癸)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

二十七 賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(甲)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(乙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丁)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(戊)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(己)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(庚)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(辛)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(壬)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(癸)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

二十八 賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(甲)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(乙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丁)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(戊)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(己)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(庚)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(辛)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(壬)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(癸)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

二十九 賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(甲)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(乙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丁)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(戊)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(己)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(庚)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(辛)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(壬)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(癸)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

三十 賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(甲)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(乙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丙)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(丁)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(戊)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(己)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(庚)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(辛)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(壬)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること(癸)賃金の支払方を職工の頭分にて放任すること

煉 祖元いろし

定價 共口瓶入

小瓶	四錢	新大	十三錢
中瓶	六錢	舊大	廿錢
大瓶	八錢	別大	卅五錢

定價

小瓶	四錢
大瓶	八錢

本舖 東京小間物卸商組合中

特約大販賣店

東京小間物卸商組合中

電話漢花 四十二番

協田盛眞堂



東の 製

あまのり

あまのり

あまのり

諸官省御用 ●全五三會商會に於て進歩銅牌受領

人后

花王石鹼本舖(九三)長瀬富郎

花王石鹼本舖(九三)長瀬富郎

花王石鹼本舖(九三)長瀬富郎

●米國の米... 米國の米は、本年七月一日より、加納税を徴せらる。...

●米國の米... 米國の米は、本年七月一日より、加納税を徴せらる。...

Advertisement for 'Hana Yuzukin' (花玉選粉) featuring a product image and a list of agents across various regions.

Advertisement for 'Shimizu' (清水) featuring a product image and a list of agents across various regions.

又古より

天保年間圖書の寫し(未完)

(天保十三年三月八日)

此の圖書は、種々の繪文、又文字等、はり墨を以て入れ、或は色を入り、頗有之由、右の體、ハ風俗にも拘り、殊に無病のもの、體身(疵付)ハ、各町申書の處、若し者ハ、都て伊達と心得、諸人、かけにて、あつたり、笑ひを、存じ、は、ち、別、而、形、物、いたし、は、者、多、く、相、見、不、宜、事、に、向、後、手、足、は、勿、論、物、身、ハ、彫、物、致、間、敷、候、能、町、役、人、共、よ、り、申、聞、心、得、邊、の、備、無、之、様、可、申、論、且、又、彫、物、に、た、し、遣、し、は、者、共、ハ、人、の、爲、と、は、下、す、い、ふ、さ、ら、ふ、事、不、差、違、好、の、次第、に、た、が、ひ、彫、造、し、し、の、別、而、不、城、の、事、に、ハ、右、之、趣、文化、ハ、年、申、渡、置、候、處、又、近、頃、ハ、増、長、し、た、し、飛、人、足、離、離、昇、渡、世、の、も、彫、物、無、之、候、て、ハ、偏、聞、不、相、成、や、行、成、行、に、相、聞、右、の、體、は、有、之、間、敷、事、に、候、自、今、此、得、邊、に、た、し、新、に、彫、物、致、は、者、於、有、之、は、彫、造、し、し、者、ハ、勿、論、其、者、召、捕、度、申、付、其、次第、よ、り、町、役、人、迄、各、町、申、書、能、町、役、人、共、よ、り、店、々、并、に、若、者、と、ハ、別、而、申、書、可、申、論、

(同年四月同日)

町々主共、無事、町地、情、等、差、置、候、能、町、役、人、共、よ、り、申、聞、心、得、邊、の、備、無、之、様、可、申、論、且、又、彫、物、に、た、し、遣、し、は、者、共、ハ、人、の、爲、と、は、下、す、い、ふ、さ、ら、ふ、事、不、差、違、好、の、次第、に、た、が、ひ、彫、造、し、し、の、別、而、不、城、の、事、に、ハ、右、之、趣、文化、ハ、年、申、渡、置、候、處、又、近、頃、ハ、増、長、し、た、し、飛、人、足、離、離、昇、渡、世、の、も、彫、物、無、之、候、て、ハ、偏、聞、不、相、成、や、行、成、行、に、相、聞、右、の、體、は、有、之、間、敷、事、に、候、自、今、此、得、邊、に、た、し、新、に、彫、物、致、は、者、於、有、之、は、彫、造、し、し、者、ハ、勿、論、其、者、召、捕、度、申、付、其、次第、よ、り、町、役、人、迄、各、町、申、書、能、町、役、人、共、よ、り、店、々、并、に、若、者、と、ハ、別、而、申、書、可、申、論、

さへ、聞、し、候、得、以、邊、の、善、惡、幼、年、の、差、別、な、く、名、名、取、出、候、故、年、名、取、の、者、多、く、尤、も、名、取、等、差、置、候、に、ハ、無、之、候、得、と、も、摺、物、又、ハ、口、上、書、へ、品、物、を、添、相、配、り、候、も、有、之、故、に、相、聞、候、右、の、花、會、に、新、敷、仕、方、不、成、の、至、に、候、以、來、前、條、の、趣、に、致、間、敷、候、若、し、不、相、用、者、有、之、に、於、て、ハ、召、捕、時、味、上、書、人、ハ、勿、論、町、役、人、共、よ、り、申、書、可、申、論、

●用旅眼石(つゞき) 十返舎一九

か、ど、り、の、町、に、若、田、屋、な、り、が、し、と、い、へ、る、ハ、此、地、の、俠、客、に、て、よ、く、人、の、せ、む、す、る、こ、と、を、好、む、る、人、の、よし、予、に、歌、を、よ、み、て、よ、と、乞、れ、け、る、に、衣、の、名、の、香、取、の、町、の、ち、と、ぞ、た、

身、に、ひ、つ、か、け、て、人、の、世、話、す、る、こ、に、津、の、宮、と、い、へ、る、ハ、名、だ、る、藤、の、名、と、す、る、な、り、本、木、に、て、概、ね、十、二、間、四、方、に、は、び、こ、り、た、る、藤、の、花、さ、さ、い、と、な、く、咲、み、だ、れ、たり、

さ、く、藤、の、いろ、は、む、ら、さ、さ、帽子、に、て、花、に、か、く、れ、つ、女、の、つ、の、み、や、

此、の、わ、た、の、人、々、此、に、よ、り、つ、を、ひ、た、ま、ひ、て、よ、み、出、た、ま、る、歌、の、數、は、再、曲、數、香、に、の、せ、は、べ、り、ぬ、や、が、て、こ、い、よ、り、潮、來、に、わ、た、り、は、べ、ら、ん、と、ぞ、

い、た、こ、の、相、屋、と、い、へ、る、組、家、に、入、り、し、樓、上、に、の、は、り、は、る、に、少、女、の、さ、い、は、し、け、な、る、が、い、か、い、し、け、ん、い、た、ま、さ、さ、持、て、こ、る、に、現、邊、は、か、り、出、し、侍、り、し、た、と、い、ふ、に、

現、邊、に、た、り、し、た、と、い、ふ、に、

之、ハ、に、女、女、は、た、は、出、は、り、て、三、味、練、た、い、こ、に、打、は、さ、し、つ、ハ、ふ、ど、り、つ、れ、て、與、を、よ、し、は、し、は、る、

夫、が、て、な、り、し、た、ら、う、け、た、る、に、の、れ、以、内、に、入、り、

と、見、る、ら、し、に、子、供、大、吉、の、か、の、が、な、を、打、ら、わ、

す、れ、ば、ん、と、こ、か、し、こ、ま、の、あ、り、き、て、い、か、の、れ、

が、し、た、ら、ん、と、い、ふ、に、

入、ら、ん、と、ぞ、と、い、ふ、に、

醫學士稻生悌先生新方

石蜜蜂

定價 蜂石蜜 一個十五錢 郵税二錢

○肌を濃くし色を白くし皮膚の荒を防ぎ艶を出しにきびはたけしむるやけあせも水むしりせきもの其他皮膚病一切に大功あり注意近來類似の廉品を販賣する者有之以開商標下名標と修改の上請求被下度候

東京市之區金杉川口町廿三番地

鈴木保五郎



唱子製若取膏

沼倉高屋

東京市之區本町三丁目八番地

大坂賣所 小田善兵衛



登録

新成衣

吉野惣兵衛

東京市之區本町三丁目八番地



衛生果天壽之佳品

白延命袋

東京市之區本町三丁目八番地



大坂賣所 小田善兵衛

東京市之區本町三丁目八番地



人造麝香

吉野惣兵衛

東京市之區本町三丁目八番地





美人に高評なる化粧品大王
 西洋各國にて大流行の實に奇麗なる「無毒化粧粉」別號おしろい一名透明水白粉
 原産直輸入元
 獨逸「スミン」會社

此別號おしろい「二目見れば」只の清水の如くなる
 れども不思議にいろを白くする事等の如く玉の如
 し行水掃あがりかみを用ひすして其場ですぐに
 用ゑるとも決してむらにならず○おせり○ふんぞり
 の光を放つるおしろいこれを用ひ玉は一人一倍

化粧品問物問屋
 東京日本橋區山崎町三丁目一番地
 三橋元喜次郎製

代理店
 東京日本橋區山崎町三丁目一番地
 三橋元喜次郎製

學校用品鉛筆
手帳各種石版入
教育品雜貨

平谷合資會社
 東京日本橋區江町貳丁目

大瓶二十錢 中瓶十四錢 小瓶七錢
 別號 五十五號 三十三號

問田

弊店義年來名工屋製造販賣罷在各地御得意様御愛
 顧ヲ以而益業務盛大ニ相進候段難有仕合社員一同奉
 謝候儀一昨明治廿七八年戰爭凱旋以來御祝品トシテ
 需用一時相増各地御店様ヨリ御注文相嵩ミ未
 故昨年中ハ品拂底ニテ折角ノ御注文モ應シ兼候場合
 妙チカラス遺憾限リナク奉存候依而本年ハ昨年中ヨ
 熱煉ノ職工相増新匠ヲ盡シ時好ニ相適シ候雜品
 澤山製造有之何程多數ノ御注文ト雖迅速御間ニ合ヒ
 可申上候間何卒澤山御用向被仰付被下度偏ニ奉願上
 候也

大機
名産
三日月
菊印
新約販賣東京小問物問屋各店

歌舞伎形
都菊形
三外形
忠義形
明治形本舖
池上小十郎

奏効峻烈新輸入化粧劑
水之磨齒
大元帥
海四輝聲名

改良鬚形販賣廣告
大判無評
類飛の好
格切類判大

粉白性害無
宮中御用海外輸出之鼻祖
煉製
水製
王夫之粉白

東京新聞



本紙廣告料の直上と増刷の豫告

近來諸物價の非常騰貴するに伴ひ、紙張の騰貴も亦一層甚敷遂に我々の商報に甚大の影響を及ぼすに至れり。勿論我商報は營利的の事業では非ず、然れども何分従來の儘にては此上の騰貴を計るに由なく擴張を計らざるを得ず。是に於てか止を得ず大回の發行より左記の通り廣告料を改正す。直上及び之と同時に又紙數にも若干の増刷を爲し可成天竺國各地の向業者に對し遺憾なく發送する事に決定せし依て此段豫め謹告す。

改正廣告料

一 五號活字三十二行一回、金拾貳錢
 二 四號活字三十二行一回、金拾壹錢
 三 三號活字三十二行一回、金拾錢
 四 二號活字三十二行一回、金拾錢
 五 一號活字三十二行一回、金拾錢

東京小園物報發行所

傳染病預防法

第一條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第二條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第三條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第四條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第五條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第六條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第七條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第八條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第九條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第十條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第六條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第七條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第八條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第九條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第十條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第十一條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第十二條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第十三條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第十四條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第十五條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第十六條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第十七條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第十八條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第十九條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

第二十條 市町村は地方官の指示に従ひ市町村内の消毒方法及び消毒方法を履行し其の他防疫上必要な人員を雇入るべし。其の他防疫上の物件を設備すべし。

東京小園物報發行所

重要輸出品同盟組合法

第一條 重要輸出品(生糸、蠶繭又は繭織品)に関する營業を営む者(以下「同業者」といふ)は密接な關係に存する者相互間に本法に於て同盟組合を設立する事を得

算並に徴収法は各其の定款の規程に従ひ之を執行し農務大臣の認可を受けるべし

第十條 同盟組合は同業者五人以上の同意を得て創立し其の組織の形態を定むるは農務大臣の認可を受けるべし

謝辞

左に列記する諸氏ハ我レが當時の實業界中に於て其名譽最尊貴なる人々なるが其職責の爲め又我商報の同業者を益するものなるが爲め茲に謝辞を記し以て之を記す

- 名古園市門前町 大橋純太郎君
私前市東長町 荒川七郎君
越後國高田町 岡本三郎君

貴族紳士の香料

真正 人造麝香

人造麝香水

人造麝香水

人造麝香水

人造麝香水

人造麝香水

人造麝香水

人造麝香水

人造麝香水

發明特許願
商標登錄願
意匠登錄願

製造本舖東京淺井製菓製

英國倫敦... 日本全國特約一手販賣



角瓶印... 赤猫印... 青猫印... 御直段十打以下五掛十打以上五〇掛

夏物帽子手袋新着品報告
麥ワラ帽子及バナマ帽子羅紗帽子小供唐
草錫付帽子等數種

杉谷商店製造及販賣品目

一 裂囊物煙草入紙幣入銀貨入名刺入各種

一 縫付巾着及ビ容器巾着守札入匂入背守

一 類東小町鏡入數品

一 洋小間物雜貨數品洋服用附屬品種品學

一 校用附屬品種品

一 舶來和製化粧石鹼洗濯石鹼各種

一 香水香油絹及ビ綿ハンカチーフタテ

靴刷毛靴墨ゾラシ類各種

保新製附露香水
吸薄荷ハケ



司... 山田...

杉谷庄兵衛

●轉運分
内地居住の臣民にして近頃海へ轉運を希望する者あり地方より處分方法を内務大臣へ申請し来るものあり内務大臣(臺灣島)に戸籍制度の規定あるは轉運の許可を與へざる旨全國各府縣知事へ訓令せられたり

●養蠶專賣法
養蠶專賣法第四條に依り耕作人より政府の買収する價格は五ヶ月前公示する事に決定したる由なるが買収するに當り品位等級は鑑定人をして鑑定せしめ若し此鑑定に不服あるときは再鑑定を出願せしめ之に不服あるときは更に之を他の専賣所若し(一)上級 處に出願して鑑定せしむる事と爲さんとの見込なるよし

●桑樹霜害防止注意
農商務省の管轄する所に於ける桑樹の被害中最も恐るべきは霜なり之が豫防の方法を應用し未然に救済の策を施す最も必要にして今や其時機に迫りて近々右防霜に關する注意の要點を收録して印刷の上適宜地方へ頒布する事なるが其概略左の如し

防霜の方法
防霜の法に數種あり或中其効果の顯著にして廣く區域に應用し得べきは燻煙法に若くものなし其方法以て葉類(牛蒡、甜、胡椒、罌粟等の如き)燃料を貯へ置き降霜の兆あるを察し桑園の内外所々に之れを置き點火して燻煙し園上に燻煙を凝かし以て熱の發散を防ぎ且日中の光線を遮るに於て燻煙の際何時其燃料に水を注ぎ燻煙と共に成るべく多量の水蒸氣を發散せしむし何燻煙を停止する事與はせざるを要す

防霜方の實行
此法は各地地形形勢若くは區域の廣狭により適宜組合せられ規則を制定し必ず一致協力して實行せるを要す總令之を發行するも點々區々なる時は要しと期し

防霜季節
防霜の来るや豫め之を用すと容易ならず例之明

治廿六年の大霜後僅に三年にして廿九年の大霜を見るが如し加之ならず其季節も亦年々に依りて早晩あり故に此害を豫防せんには毎年の霜の季節に至るに常に之に對する準備をなす事最も必要なり

中央氣象臺の調査に係る本土及び北海道に於ける降霜季節に明廿四年に設置して實施してある長野信濃國埴科郡屋代町霜害豫防組合の規約等は略す

●倫敦金利下落の原因
に付在英領事館より本年一月廿九日附にて左の報告あり

下落の原因の重なるもの多き倫敦より英國内各地方へ向け融通したる金額の途中で本年十一月三十日及び十二月二十八日の二日に於ける英國銀行の計算を比較するに此一箇月間に外國より英國銀行へ拂込またる金額殆ど皆無なりしに拘りて其現在高凡そ二百九十五萬鎊を増加し而して兌換券流通高百餘萬鎊を減少せり右の内には國庫預金の増加に係るもの多し且其多分は借付倫敦及び内地に於ける或末の需要に應じてたるものなるべし

又右の外金利の下落を助けたるは米國に對する爲替相場に在り同國との貿易の權衡(前報後未)は格別の変更なきも其爲替相場は既に廉し金貨輸入(米國)に接近せんとする傾向を有したることもあり且つ紐育金貨市場は滿貨を堆積し金利甚だしく低落すれば遠からず同國より金貨の輸入を爲す時期に達することあるべしと信する者多し尤も當地金利の下落するに連れ右金貨輸入の望減するべし勿論なりとす

又埃及へ昨年同國棉花輸出の爲り巨額の金貨を輸出したるを以て遠からず同國より多く其輸入を見ることがあるべし

目下右諸原因に反對の結果を有するは國庫預金の増加にして之を一箇月前に比するに既に百二十萬鎊を増加せり

以上陳ふる所に據りて考ふるに單に英國内的事柄に據れば今後當地金融市場は却て幾分引締る傾向を有するべしと考ふるべし又目下米國は波瀾瀾及南洋亞細亞等の貿易上の關係の之に反し少くも金貨の輸出を減少せず或は多少の故に冷冷金貨の輸入を減少せしむる必要あり

帝國唯一

新發明改良御洗粉



●此は改良御洗粉の有効ナル一試ニ需用諸君ノ御了知ノ所ナレバ茲ニ蝶々ヲ要セテ未ク御使用ナリ諸君一試ニ袋ヲ御用ニ被遊全ク効能ノ虛ナラザルヲ御認メ御販賣相成度是發明人ノ希望ニシテ止サル處ナリ乞御販賣諸君幸ニ御贊同有テ他社ノ御比類ナキ有効品ヲ販賣シ需用者ヲシテ満足センラレヨト新ル

●特約大販賣店

- 日本橋區橫山町二丁目 田中花王堂
- 同區龍田四丁目 丸見屋 善兵衛
- 京橋區墨江二丁目 佐々木 玄兵衛
- 日本橋區馬場町二丁目 平尾 實 平
- 兩國村松町 田中東洗堂

●製造元第一工場 尾崎氣樂堂
東京市神田區山本町廿五番地

●第二工場 高木新助
同市日本橋區橫山町二丁目

●發賣代理店 江川支店
同市日本橋區墨江各店及(ハ)藥店(ハ)藥店

●其他販賣店 東京市小區墨江各店及(ハ)藥店(ハ)藥店

●小袋廿袋入 定價 金五錢

●同六十入 定價 金十五錢

●ぬか袋附小袋六十入 定價 拾五錢

●改良御洗粉廣告

●弊補發明ノヤはただ御洗粉ノ備發賣以來販賣諸君ノ御懇情ヲ蒙リ未ダ日尚淺キニモ係ラズ日ニ月ニ盛盛ニ御買入ハ是全ク品質ノ善良有効卓絶ナルニ依ルト雖モ固ヨリ同業者諸君ノ御庇護是以キニ依ラズンバ此其結果ヲ得ル能ハザル儀ト奉謝候從テ是迄ノ製造所ノ遠州濱松一工場ノミテ追々販賣ノ増加ヲ見ル今日ニ至リテハ製造間ニ合兼時々品切れ見ルニ至リ依テ今左開ノ場所へ第二工場ヲ設置シ向一層奮勉品切等致サズル様注意シ勿論品質益々改良ヲ加ヘ充分御厚意ニ酬ニルノ熱心ニ御坐候間不相提御引立御販賣ノ程奉願上候儀言

●向御引立儀ハ代理店又ハ特約店(ハ)御照會被成下度早速御引書御通知申上候

伊藤侯之演説

伊藤侯は去十七日午後三時より上野精養軒に開會... (憲法制定の出来)

伊藤侯の如く封建の制度依然として存在し... 國政の内外に保衛し難し故に...

花の... 定金六十一... 大販賣... 小問物問屋... 松澤八右衛門



新製麝香煉石鹸... 麝香煉石鹼類製造發賣 淺井支店



美人に高評... 化粧日大王... 化粧日小問物問屋

大販賣... 小問物問屋... 松澤八右衛門

金三十銭... 電話五百三十四番

の如く見ゆるも其方法明ならずし然るに彼の... 征韓論の爲め此取調も中止となり明治六年の九月...

きたる後英國に渡り同國の憲政觀察中更に勅命を... 奉じて露國先帝の即位式に参列する爲め莫斯科に...

譽高松

錦城貴玉 第四席 今村次郎 速記

長屋の者も皆露店に出づる者ばかり故、雨が降つ... ては出られませぬ、何れも夫婦並向ひて宅に引籠...

宗右衛門の門口をガラリと開け、さう前所... かへ結着き香ひがするが、オウ七六八ん宜い處...

云つて、ロット盛開たら同様に首がねへ、兎角近... 所に事なかり恐ろしや、マア是れ何と云ふ...

で、百酒を買ひ、百魚を買つて、腐つたのを文何... か買うとじて、四百ありやア一寸飲めるから何と...

大野石...
御向...
...



石

大野石

百猫石鹼廣告

東京小傳馬町三丁目
源次郎

京生地問屋

源次郎

TRADE MARK



大野石



大野石

商標 登錄



TOOTH POWDER THE BEST

製造本舖

吉

伊勢屋吉三郎製

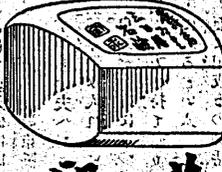
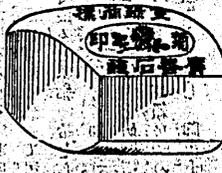
安麯

優香

三日

月日三

菊印

新發明人造金錦
 本劑を新發明の發明にして未だ日本に於て販賣せる絶世の化粧料なり。佛國巴里の大家、ルウヴェス氏の發明に罹る濃厚の元液にして倍量の水を増加して使用す。佛國に於ては上流社會の進物に流行す。貴婦人淑女朝暮

人造金錦
 順天堂岡田藥店發賣



色艶麗に
 皮肉の血
 して美貌
 とるは新發明金錦の特色なり
 冷錦の壺瓶は水倍量を増加し用ゆ。又水を加ふる時は必ず少量に用ひてよ。

不幸にして天然痘に罹りたる後使用せば皮内艶麗潤澤を生じ美風となる。定價ハ小瓶金廿五錢、中瓶金五拾錢、大瓶金壹圓。一御注文爲替ハ至郵便取扱所宛岡田順天堂請取之事。

發賣本舖
 東京日本橋區室町壹丁目
 東京淺草區東町廿二番地
 小樽區南町一丁目
岡田順天堂

明發新 許特賣專
雲井織
 一名改良鹿の子
 是は一名を改良鹿の子と稱し、暖掛、半襦、帯、袴等に用ひて最も高尚優美の新發明品にして假令油染み汚れたり共之を清水にて洗へば元の美觀に立戻り且つ伸縮緑色等の憂は煩る經濟的の奇品也。

製造一手販賣元 江州川邊外村新五郎 坂根兄弟商會
 東京發賣元 小間物問屋善九見屋善兵衛

拜呈去十七日舟遊會相催候節、遠路態々御贊同を忝し難有奉拜謝候。其節は百事不行屈辱にて定て御不滿の廉も可有之と恐懼罷在候倉卒之際、偏も御有想奉希申上候。特に御挨拶狀、御名を以て謹て御申上候。以上追て大會に於て拾萬圓會費と名稱し、尙一層盛大なる要會相催候。不精に付、不精に御願の程、店員一同伏して奉申上候。三十年四月 田中花王堂 店員一同

謝罪証
 一自分儀貴店ニ於テ専用權ノ特許ヲ得ラシタル、齒磨粉、白散ナル物アル事ヲ承知セ、同名齒磨粉ヲ製造販賣致候處、今回發見ニ相成恐縮仕、就御管御説申上、特別ノ御思召ヲ以テ、勸弁被成下候。段難有仕合ニ奉、然不仕ハ、勿論萬一、向後他人ニ於テ、貴店ノ商標ヲ偽造濫用シ、亦違犯ニ係ル品ヲ取、次販賣仕候者、有之候節、御知申上候。依テ、爲後証小間物新聞紙上ヲ以テ、謝罪ノ意ヲ表スル下、如件。明治卅年四月廿一日 本所區小島町三番地 濱田卯之吉 印

白散本舖
 三橋兎喜次郎 啓

煉水 注意
 粉白 注意
 石粧化粧 注意



大野金城堂

部之品貨雜

各種石鹼類・精製及クエン酸類・文庫針黹類・玉器類・各種帶類・其
他各種品類・水牛刷毛類・水牛刷毛類・水牛刷毛類・水牛刷毛類
各種品類・各種品類・各種品類・各種品類・各種品類・各種品類
御事・偏に奉希上候

部用品校學

東京市日本橋區本町三丁目四番地 萬屋號 高橋源藏
製造元 大野金城堂
東京市日本橋區本町三丁目八番地 莫大小製造卸問屋 鈴木卯兵衛

花王洗粉
此はら
の至る
各所
の地
所物
間物
小問
販取
買と
せ大
於於

莫大小製造卸問屋 鈴木卯兵衛
各種 靴着肌 下靴 各種 手袋
東京市日本橋區本町三丁目八番地
莫大小製造卸問屋 鈴木卯兵衛

各種品類・各種品類・各種品類・各種品類・各種品類・各種品類
御事・偏に奉希上候

各種品類・各種品類・各種品類・各種品類・各種品類・各種品類
御事・偏に奉希上候

式部石鹼
式部石鹼 梅多枝 花の露 大日本 衛生化粧

大野金城堂 特約販賣店
尾張屋洋物店 安川博愛堂 玉置金太郎 森谷萬太郎 近江屋才助 多島商助 喜多島商助

田部重兵衛 香水
尾崎榮之助 香水 田部重兵衛

御事・偏に奉希上候
御事・偏に奉希上候
御事・偏に奉希上候

天保年間... (天保十三年三月十八日)

天保年間... (天保十三年三月十八日) ... 天保十三年三月十八日

市中取寄掛 名主 其... (天保十三年三月十八日)

●神旅眼石... (天保十三年三月十八日)

●神旅眼石... (天保十三年三月十八日)

●神旅眼石... (天保十三年三月十八日)

音羽素 眞の音羽素 定價 水... (Advertisement for '音羽素')

元祖發明製造元音羽屋上菊五郎 東京外神田花房町角

發賣元 秀善堂 特約店 尾上榮三郎

各種製造元 船來パイブ問屋 菅谷爲吉

手肌石 諸君... (Advertisement for '手肌石')

意匠 漸新 玉手箱后餘
 定價一個十二錢 卸買一打二十九錢五打以上八十五錢拾打入
 日本御入用ノ向
 郵券拾錢ヲ要ス



此玉手箱石鹼... 美術金製... 東京日本橋區
 横山町二丁目

發賣元 東京小間物卸商組合中
 田中花王堂



優等 入香 麝
特別 練發賣元
 此石鹼は世間在來の物と大に性質を異にし純好なる原料
 練り色澤を以て芳香佳烈一たび用ゆれば皮膚
 滑らかになり色澤を如く一種得ながら其爽快なる云々
 實に其名に背かざるを以てなり云々益々珍愛願用之程
 伏而奉希望候
小林富治郎
 東京市神田區柳
 原川岸十八番地
 製市內以勿論全國到處の和洋小間物店及藥舖に販賣致し居
 候間最寄にて御購求を乞ふ

木樨類眼鏡類等
三味線店前川支店
當世 新形 鬼小間物問屋
 花簪根掛。特約品大販賣
前川忠兵衛
 日本橋區山町一丁目

各店製有名化粧品取次販賣
三味線店前川支店
東京市牛車水區
前川支店

問屋
 弊店幾年來名古區扇製造販賣進在各地を得意し御愛
 顧ヲ以而益業務盛大ニ相進候段難有仕合社員一同奉
 謝候扱一昨明治廿七八年戰爭凱旋以來御祝品下レテ
 需用一時ニ相増各地御店様ヨリ御注文相高シ大
 故昨年中ハ品拂底ニテ折角ノ御注文也應ニ兼候御合
 勢ナカラス遺憾限リナク奉存候依而本年ハ昨年中ヨ
 リ熟練ノ職工相増新意匠ヲ盡シ時好ニ相通シ候雜品
 澤山製造有之何程多數ノ御注文ト雖迅速御間ニ合
 可申上候間何卒澤山御用向被仰付被下度偏ニ奉願上
 候也
平谷合資會社
 東京日本橋區江町五丁目

朝日あひび粉
本舖九華堂
 定價
 壹 金壹錢
 鐘 金五錢

歌伎后
各石鹼製造元
天野源七
澤井 栖蝦
特約大販賣

石鹼は却て肌膚を荒るソーダと一口話
 の向ふを張る譯をなないがこのあら
 ひ粉を常に用ひおれば分泌も密かに
 なる色も白くなるよきおはすはた
 けの類も直ぐ消るお買ひにひあがされ
 此もあけなごの患ひもな實に魔法使
 ひの製造のやうだと云へば居た
 小僧が天竺徳兵衛の假聲一先買てふん
 だんにあらひ粉

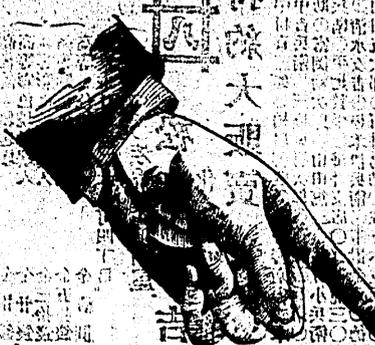
各種たばこ類
織田善三郎
特約大販賣

本館全日本各埠均有代售處

月石粉

東京日本橋區本町二丁目
大坂南久寶寺町二丁目

蘇原吉右衛門



月顏印

陸軍御用品



試用の上諒知せられ

本館全日本各埠均有代售處

日本橋區香水大販賣

芳香藥種問屋

四松 澤 常 吉

芳香樂大販賣

右相場入用ノ諸氏ハ郵税二錢御送り次第直ニ運送申上候

- 香水用
- 香油用
- 白粉用
- 煉油用
- 齒磨用
- 石鹼用
- 菓子用
- 飲料用
- 煙草用

芳香藥種問屋

四松 澤 常 吉

日本橋區本町四丁目

芳香藥種問屋

芳香藥種問屋

日本橋區本町四丁目

芳香藥種問屋

工場及職工に関する通弊一(班)

二十四 職工の負傷、疾病扶助の法不完全なる事... 職工の負傷、疾病扶助の法不完全なる事... 職工の負傷、疾病扶助の法不完全なる事...

二十 職工の労働時間制限の法不完全なる事

二十 職工の労働時間制限の法不完全なる事... 職工の労働時間制限の法不完全なる事... 職工の労働時間制限の法不完全なる事...

二十一 職工の労働環境の改善の法不完全なる事

二十一 職工の労働環境の改善の法不完全なる事... 職工の労働環境の改善の法不完全なる事... 職工の労働環境の改善の法不完全なる事...

二十二 職工の労働安全の法不完全なる事

二十二 職工の労働安全の法不完全なる事... 職工の労働安全の法不完全なる事... 職工の労働安全の法不完全なる事...

最上米國製本目入あつた玉新荷着謹告... 江川商厦賣品廣告... 龍甲珊瑚珠時繪物推朱彫各種... 船來最上人造ゴム無地龍甲ばら各種... 船來最上人造ゴム象牙櫛笄簪各種... 發賣 元謹白

紙壽賀 (製造人 滋野隆盛) 柳縮壽賀 (製造人 滋野隆盛) 小間物問屋 村田藤七

機製増賀 紙壽賀 (製造人 滋野隆盛) 小間物問屋 近江屋源七

發行所 東京市日本橋區橋町七番地東京小間物問屋組合事務所 編輯兼發行人 西武武城 印刷人 後藤清之助

八王子町大火災に 付義捐募集廣告

本月二十二日午後府下南多摩郡八王子町に大火あり焼失戸數殆ど三千爲めに老幼男女の死傷亦算さざるの慘狀を呈せり或は健存にして僅に身命を幸ふせしも居るに家なく食するに物なく其不幸實に酸鼻の外なきのみ依つて我商報此不幸窮民の爲め金品を募集して以て聊か救恤の資に充んと欲す希くは全國慈善家諸君より御資助を賜らん事を

- 一 義捐金ハ拾圓以上とし物品は其種類と多少を問はず
- 一 義捐金及物品の受附所は日本橋區馬喰町一丁目平尾堂平方とせ
- 一 義捐の金額物品及義捐者の姓名は當小間物商報紙上を以て報告す
- 一 義捐募集期限ハ五月十日限りとす

明治三十年四月廿五日
東京小間物商報

元祖

東京馬喰町言丁目
岳陽堂平尾堂手製

(願はろい名姓御)
關西代理店 橋本谷角 協田盛眞堂
名古屋 伊藤 徳太郎
高知市 秋本 秋堂
仙臺市 近江 初太郎
若松市 近江 初太郎
吉川市 近江 初太郎
同 小田 盛眞堂
同 一丁目 平尾 堂
同 馬喰町 平尾 堂
同 戸物 平尾 堂

御直 一箱 打入 七十二錢
一打以上 六十六錢
十打以上 六十三錢
卅打以上 六十二錢

煉麝香 煉麝香ハ未だ天下に類なき新發明の佳物なり其香郁郁自ら高麗優美ならしむ尤も夏季衛生上大可可からざる良品なり

煉麝香 煉麝香ハ時々少くも煉麝香御使用のれは自身に勿論御香に對し爽快を感ぜしむる佳品也

煉麝香 ハ男女共其身體適宜の場所に塗抹を所持せざるに異ならず取分け香煙流口の際あたりに尤も著しき効驗を有する必需品なり

製造元 日本橋區橋本二丁目
清水 清香堂
發賣元 日本橋區橋本二丁目
田中 花玉堂

●普通麝香より無雙新發明
甘倍白ひのめ

品質の良ノ價ト廉ナハル幸福ノ母

製造法ハ 一天改良
品質の保障
無限責任

石 各種

永安舎 廣告

永安舎 石 各種

所造製驗石舎永安 町場揚區込牛京東

花王石鹸

花王石鹸は皮膚の美艶を増し且衛生上大に特功あるは己に需用者諸君の實數の如し委實は本品に能書を附す

花王石鹸は宮内省の陸海軍・帝國醫科大學・其他各病院の御用を命せられ夙に内外需用諸君の高評を博し且第四回内國勳業博覽會に於ては有効二等賞牌 全國五二會品評會に於て銀牌を受領す

退伸組製の種類品有之に付花王石鹸至銷商標及長類富則名義に御注意の上御求を乞

製造發賣本舖 東京馬喰町二丁目
(電話番號九二三番) 長瀬富郎 敬白
市内ハ勿論全國到所自名之の洋小間物店及賣藥店に大販賣所有之候間最寄にて御取次を乞

●第二色を白くし美艶はだぞな
ひ。そ。か。す。は。た。り。あ。せ。ば。た。ひ。の。類。の。ひ。あ。せ。ば。た。は。だ。の。あ。れ。總。て。皮膚。病。定。價。一。個。金。拾。貳。錢
桐箱三個入卅五錢

工業博士 高木先生 試験證明
醫學博士 中村先生 試験證明
醫學博士 大久保先生 試験證明
醫學博士 佐藤先生 試験證明
醫學博士 古川先生 試験證明
醫學博士 佐藤先生 試験證明
醫學博士 佐藤先生 試験證明